

傳説の法然上人御影

小西存祐

一般に宗祖の御影といへば、繪畫にしても彫刻にしても、(一)先づ第一に其のおつぷりが、ふつかりと膨らみのある、謂はゆる圓光頭になつてゐるといふこと、(二)夫れから其の衣相が、墨染に鼠の大師衣を召してゐるといふこと、(三)それから又其の臺座が、いつも蓮臺であるといふこと、この三つの點が、先づ普通にその特徴として世間で知られてゐる様であるが、實際宗祖の御影には、色々ちがつたのが有つて、而かも夫れが、いづれも皆ちがつた傳説から來てゐる。以下その重なるものを舉げて見よう。

(一)鏡の御影

この御影は、最初弟子の勝法房と云ふ者が畫いたのを、宗祖が復た鏡によつて修正されたと傳ふるもので、所謂「鏡の御影」といふ名稱もそこに由來してゐる。勅傳第八卷に曰く、

上人の弟子勝法房は、繪をかく仁なりけるが、上人の眞影を畫たてまつりて、その銘を所望しけるに、上人之を見給て、鏡二面を左右の手にもち、水鏡をまへにをかれて、頂の前後を見合られ、た

がふところは胡粉をぬりて、なをしつけられてのち、是こそ似たれとて、勝法房にたまはせけり。銘のことは返答にをよばれざりけるを、勝法房、後日に又參て申出たりければ、上人、御まへに侍りける紙に、我本因地、以念佛心、入無生忍、今於此界、攝念佛入、歸於淨土、十二月十一日。源空。勝法御房。とかきて授られければ、是を彼の眞影に押て歸敬しけり。今彼眞影を拜したてまつるに、胡粉を塗てなをされたる所多し。これ末代の龜鏡たるによりて、彼の御自筆の本を寫て、此繪に加置ところなりと。

とにかく此御影は、勝法房が既に繪をかくひとであり、殊にまた宗祖が、自筆でもつて其を修正せられ、尙その上に、銘文迄もつけ加へられてゐると云ふのであるから、其の宗祖の御影として、非常に尊重すべきもので有ることは云ふ迄もない。併しそれが、今でも猶ほ世の中に傳つてゐるか何うか、頗る疑問で、現に黒谷にも淨華院にも、宗祖の自筆と傳ふる同御影が在るが、その何の程度まで信用できるかは、猶ほ大に研究を要する。併し舜昌法印の當時、どこかに其の眞本が在つて、而かも其れが當時、土佐家の有名なる畫家によつて摸寫せられ、現に勅傳の挿畫として殘つてゐると云ふことは同繪卷に一層の重味を加ふると同時に、吾々をして更らに一入のなつかしみを感せしめる。

(二) 披講の御影

この御影は後白河法皇が、右京權太夫藤原隆信に仰ほせて圖寫せしめられたもので、その由來は、勅

傳第十卷に見へてゐる。

後白河法皇、山門園城の碩徳をめされて、番々に往生要集を講じ、をの／＼所存の義をのべさせられけるに、上人おほせにしたがひて、披講し給ひけるに、往生極樂の教行は、濁世末代の目足也、道俗貴賤たれか歸せざらむものこ、よみあげ給より、はじめてきこしめさるゝやうに、御きもにそみてたうとく、御感涙はなはだしかりけり。御信仰のあまり、右京權太夫におほせて、上人の眞影を圖して、蓮華王院の寶藏におさめらる。先代にもその例まれなる事とぞ申あへりける。

こゝに此御影の筆者隆信は、その子左京太夫藤原信實と共に、所謂「にせ繪」の上手として名高い當時一流の畫家で、従つてこの御影が、他のどれもより勝れて價值の多いものであることは言ふ迄もない。乃で問題は、然らばその蓮華王院に納められたといふ眞本が、今でも猶ほ傳つてゐるか何うかと云ふ事であるが、生憎これは今日同院には傳つてゐない。處が茲に知恩院に一幅、隆信の筆と傳へてゐる宗祖の御影がある。圖様を見ると、確に今の要集披講の御影で、彼の蓮華王院に納められたといふ眞本は、恐らく是であらふと思はれる。その裏書に曰ふ。

上人開眼供養御座也。右此御影者隆信卿筆。知恩院十三代住持助阿上人多年安置御影也。然今自周譽上人令相傳者也。以表倍衣修復之次記之處也。眞譽(花押)と。

茲に助阿上人といふは、南北朝の末期の人で、寺傳に依ると、明德三年三月示寂とあるから、この御

影は尠くとも夫れ以前、何等かの手續に由て知恩院の方へ移されたものと察せられる。

(三) 月影の御影

この御影も同じく隆信朝臣の筆で、その之を「月影の御影」と名づくるに就ては、翼讚第十卷に次の如く言つて在る。

或説云、建久二年ノ春、後白河法皇ノ勅ニヨリテ、右京權太夫隆信、法然上人ノ眞影ヲウツシタテマツリ、又自身モ一鋪圖シテ、恭敬シ奉リヌ。カクテ或夜ノ夢ニ、形像モナク只月輪ノミアリテ、傍ニ和歌アリ、月影ヲ雲ノ上ニテウツシテハ、西へ行ベキシルベトモ見ヨ、ト見ケルトナン或記九云ニ見ヘタリトゾ。サレバ世ニ月影ノ御影ト云フハ、此ニ起レリトカヤ申侍りと。

それで義山上人は、隨聞記にその所謂「月影」と云ふを註して、「月影トハ案ズルニ是レ本地ノ形ヲ顯シ給ヘルナラン」と云つてゐられる。して見ると、月影の御影といつても、必ずしも月影が書いてある譯ではない、只だ隆信がさういふ様に感得をしたと言ふまでである。現に知恩院に、先きの「披講の影」以外に、今一幅陸信の筆と傳へてゐる宗祖の御影がある。かみ手の處に、同時代の筆で、光明遍照、十方世界、念佛衆生、攝取不捨と、四句の文が賛されてゐる。恐らく是れは、今の謂はゆる月影の御影で、同賛文は或は宗祖の筆ではなからふかとも考へられる。宗祖の月影の歌は、この照益文のこゝろを詠まれたもので有るから、若し爾うすれば、隆信が前述の如く夢を見たこと云ふ事にもかたが

た因縁があり、又「月影の御影」と名づけられた理由も一層明瞭となつてくる。何にしても「月影の御影」と「照益文の賛」との間には、何等か或る密接な關係が有つたこと、自分は考へるから、且らくこの隆信の影を以て、今の謂はゆる月影の御影と名づけて置く。

尙ほこの月影の御影に因んで、知恩院に三日月の御影と稱するものが二幅ある。これは先きの月影の御影の變態か、それとも又た別の傳説に由來してゐるものか、その邊は一向明らかでないが、ともかく寺傳によると、一幅は宗祖自筆の眞影で、裏に二十七代の徳譽光然の裏書がある。一幅は又た宅摩法眼澄賀の筆で、足利尊氏傳來のものだと云ふ。思ふにこの三日月の影は、宗祖が善導を、只人にましまさぬといふ點から、所謂「半金色」の姿に於て感得せられたと同じ意味で、誰かゞ宗祖の本迹不二の姿を、さういふ形に於て感得又は構想したもので有らふと思はれる。

(四)置文の御影

これは宗祖が、讃岐の生福寺に御滯在中、勢至菩薩の尊像を自作せられたといふことが、御傳の配所の卷に見へてゐるが、その時宗祖が、法然本地身大勢至菩薩、爲_レ度_ニ衆生_ニ故、顯_ニ置_ニ此道場_ニ云々と云ふ文を置文にしてゐられる。謂はゆる置文の御影は、此事實に連關したもので、その由來は、同處の翼讚に次の如く云つてゐる。

此文ノ心ハ、一切衆生ヲ利益センガ爲ニ、我本地ノ質_{カクチ}ヲアラワシテ、此寺ニ造置クトナリ。サテ此

文ヲ書給フコトハ、大師其コロ當國ヲ遊歴シ給セテ、アミノ浦綾川ノ水面ニ臨デ見給フニ、自ノ頂上ニ寶瓶アラワレテ見ヘケリ。即其影像ヲウツシテ、今ノ文ヲ書給ヒケル。歸洛ノ時、當寺ニノコシヲキ給ヒケレバ、所ノ人置文ノ御影トゾ申シケル。其後、泉州境ノ長泉寺ノ開山十萬上人、夢ノ告アリテ感得シテ(長泉寺住持説)今現ニ彼寺ニマシマスト云。

併し塚の長泉寺に、今も猶を其の御影が傳つてゐるか何うか、自分はまだ何等の調査をしてをらぬが兎に角この翼讀の文から見ると、所謂の置文の御影は、頭に寶瓶を頂いておいでになることだけは確かである。して見るとこの置文の影と、次の寶瓶の御影とは、同じお姿だと云ふことになるが、前者は其の自から本地を開顯された銘文のある邊から名を得、後者はそのお姿の上から名づけられたもので、多分後者は前者の脱化であらふと考へられる。

(五)寶瓶の御影

頭上に寶瓶を頂いておいでになる所から斯く名づくるので、翼讀四十八に依ると、法性寺の空阿彌陀佛が、藤原信實に命じて書かしめられたといふ宗祖の御影も、さういふお姿になつてゐると云ふことである。それにしても、何故宗祖が寶瓶を頂いておゐでになるで有らふかと云ふ事に就いて、同續きの文に、

イカナレバニヤ、五輪(寶瓶)ヲ頂戴マシノケン、知ガタシ。彼靈山寺ノ別時念佛ニハ、勢至菩薩

行道シ給シヲ、遊蓮房夢ノ如ク、ニ拜マレシナド(第八)アレバ、若ハ木地ノ寶瓶ヲ戴キ給フガ、加様ニ見エサセ給ヒケルニヤ。サテソレヲ摸寫スルナランカシトゾ、人申アヘリ。

と云つてある。

尙ほ翼讚に依ると、この信實の書いた御影は、坐像一尺五寸ばかりの影像で、お衣は墨、御けさは胡粉にて薄彩色、いづれも皆な天台衣にて、尋常のお姿と變りはない。但し面像は少し脇の方を向いておいでになる、當時知恩院に安置する繪像の眞影がそれだといふ様に云つてあるが、今日知恩院に傳つてゐる所謂「寶瓶の御影」(寺傳筆者不詳)が、夫れでゝもあるもので有らふか？。自分はたゞ目錄を見たゞけで、實際まだ實物は拜見してをらぬから、何とも茲には斷言することを憚るが、併し實を云ふと、夫れよりも先づ、上の翼讚の説から研究をしてかゝらねば成らぬと思ふ。それで今は、唯だ一般の傳説を擧げるに留めて置くが、要するにこの寶瓶の御影は、先の三日月の御影と同じく、宗祖の本地説から起つてゐるもので有ることだけは確かである。

(六)張子の御影

この御影は宗祖が御流罪の時、船中で正信房湛空と共に、反故を集めて張られたと傳ふるもので、勅傳と粟生の光明寺の所傳とは、多少その間に相違がある。先づ勅傳の説によると、同四十三の正信房の傳記の中に、

上人遷謫のときも、配所までともなはれけるが、御かたみのためにとて、船のうちにて、上人の眞影をはりてまつられける。船のうちのはり御影とて、當時二尊院の塔にまします是なり。

とある。この傳文から見ると所謂張子の影は、正信房湛空が一人で張り奉つた様である。所が又光明寺の所傳で見ると、宗祖が親ら消息を集めて張られたといふ事になつてゐる。同縁起に曰く、

其後門弟の沙汰として、一字の御影堂を建立し、彼の船中の摸像を安置し奉る。此像と申は、上人の御母堂秦氏の在世の時、折々御消息のまいりしを、取をかせ給ひしが、遷謫の船中の御徒然に、取出し給ひて、正信房湛空、天然工巧明を得たる人なれば、彼人を扶助として、上人手づから自らせ給ふ眞影なりと。

二尊院の像と光明寺の像は、全く別なものか、それとも又、二尊院の像が後に光明寺の方へ移されたのか、何づれにしても二尊院に現存してをらぬことは事實である。義山上人は、多分光明寺の方へ移されたので有らふといふ様に言つてゐられるが、併しこれは尙ほ一層の研究を要する。

(七) 頭光の御影

この御影は關白の兼實公が、自分の邸内で感得されたといふ事實に基いたもので、事は出で、勅傳第八卷に詳らかである。

元久二年四月五日、上人月輪殿にまいり給て、數尅御法談ありけり。退出のとき、禪閣庭上にくづ

れおりさせ給て、上人を禮拜し、御ひたいを地につけて、やゝひさしくありておきさせ給へり。御涙にむせびて、仰せられていはく、上人地をはなれて、虚空に蓮花をふみ、うしろに頭光現じて出給つるをば見すやと。右京權太夫入道、中納言阿闍梨尋玄、二人御前に候ける、みな見たてまつらざるよしを申。池の橋をわたり給ひけるほどに、頭光現じけるによりて、かの橋をば頭光の橋とぞ申ける。もとより御歸依ふかゝりけるに、この後はいよく佛のごとくにぞ、うやまひたてまつられける。

一般寺院の本堂、並に在家の佛壇中に安置してある御影は、多くこの御姿で、多分それは、勅傳の挿繪が本になつてゐるであらふと思はれる。

(八) 足引の御影

これは嵯峨の二尊院に現存する御影で、その由來に就ては、同院の縁起に、

月輪禪定殿下 上人に御歸依の志ふかく、尊敬のあまり、上人の眞影を寫して、持佛堂に安置せしむべきよし仰られけるに、上人の云、愚僧が色質御所にをかれん事おそれありとて、かたく辭して退出せらる。其後上人を召請せられ、浴室にいれ申さる。沐浴ことおはり、内外衣を着し、座につきて念佛したまふ。休息の間一方の足を所出されける。干時繪所託間の法眼をめして、簾中よりひそかに上人のかた地をうつさせらる。かの足のいでたるを、こゝろなくありのまゝ畫けり。上人かさね

て參給時、殿下みづから此畫像を前かけ、開眼供養とぞのたまひける。上人驚きたまひ、此足の出たるを御覽じて、これは狼籍のすがたなりとて、祈念せられしかば、忽に其足を引れける。上人の奇特かつは畫師の高名ともいふべきにや。これによりて、天下こぞりて足引の御影と號したてまつる。いまにいたりて當寺に安置せしむる者なり。

と云つてある。誠に面白い傳説で、外には一寸類が無い様である。

(九) 香衣の御影

これは香衣を召した宗祖の御影で、その由來に就ては、本願寺通記の蓮如上人の傳に、

文明十九年正月師夢。吉水大谷兩祖偕行、師從其後。吉水願師言、淨門當繁興、我衣復緇、方

契一心專念文。夢覺。明旦遣弟子順哲至知恩院、檢吉水像衣色、果爲緇。後師親訪之、院主號

長老法名周覺院第二十、疎林知恩二世中興。對曰、前住大譽西譽弟、子慶竺。修飾像衣、改作黃色。然聞師嘗言緇衣應契祖意、

故復舊相。師曰、此當院榮昌之徵也。乃贈錢千疋賀之。明日禁廷供金若干於像前。院主因得

再修祖殿等、深歎師言不虛。

と云つてある。茲に大譽上人が塗替へられたといふ木像は、今ま現に御影堂に安置してある影像で、

寺傳では能谷の入道から傳來したものと云ふ。それにしても、大譽上人が何故かく影像を塗替へら

れたのであるか、勿論よくは解らぬが、これは多分、上人が宗門で初めて香衣の勅許を得られたので、

流石に宗祖に憚られてのことであらふと察せられる。

併し又一説には、宗祖も參内の折は、いつも香衣を召されたのだと云ふ様な説もある。現に小金の東漸寺に香衣の大師像が在つて、寺傳では、法蓮房信空の作だと傳へてゐる。鸞宿上人は、その縁起を書かれたと云ふことであるが、惜しいことには今日傳つてをらぬ。思ふに宗祖は、自ら烏帽子もきぬ男だと稱してゐられた位であるから、是はやつぱり、後人が着せまゐらせたものを見るが、寧ろ穩當ではないかと自分は考へる。(大正二二、九、二五)

選擇の中心と其の兩面

梅 村 舜 道

第一序 論

第二 曼陀羅圖

第三 概 說

第一序 論

宗祖大師の靈格の體驗がありて、後に選擇集一部十六章が現はれたのである。選擇集の組織選述が